

小規模出先機関の見直しについて

1 見直しの基本的考え方

平成20年度に健康福祉センター、農林総合事務所、土木事務所、県税事務所の再編を行ってから10年が経過。

この間の道路整備による交通利便性向上や庁舎の老朽化などを踏まえ、分庁舎などの小規模出先機関を見直す。

- (1) 庁舎の状況（耐震判定、建築年次）および職員配置状況を勘案し、分庁舎について、本所への統合または合同庁舎に移転
- (2) 見直しに当たっては、県民の利便性を確保しつつ、更なるサービス向上を目指す
 - ・事務や職員の集約化により、職員の専門性・機動性を向上
 - ・災害時等に、より多くの職員により迅速に対応
- (3) 見直しにより、効率的な事務執行体制を整備
 - ・庁舎維持費の削減
 - ・庁舎建替・耐震工事費の削減

行財政改革アクションプラン（令和元年8月）における考え方

○ 出先機関の再編

- ・小規模出先機関について、道路整備による交通利便性の向上や利用状況の変化、庁舎の老朽化等を踏まえ、再編や他所属間で相互応援が行える体制を検討

2 見直しの方向性

(1) 丹南地域

- ・丹南健康福祉センター 武生福祉保健部(武生分庁舎)は、庁舎管理合理化のため南越合同庁舎(越前市)に移転
- ・丹南農林総合事務所 丹生技術経営支援課、丹生林業・木材活用課(丹生分庁舎:越前町)は、庁舎の耐震工事が必要であり、普及指導体制の強化の観点から丹南農林総合事務所(本所:南越合同庁舎)に集約
- ・越前漁港事務所(丹生分庁舎:越前町)は、庁舎の耐震工事が必要であり、水産振興の観点から適切な移転先を検討

(2) 奥越地域

- ・奥越土木事務所 勝山維持管理課(勝山分庁舎)は、庁舎の耐震工事が必要であり、窓口や災害時の一元的な対応の観点から奥越土木事務所(本所:大野市)に集約

(3) 家畜保健衛生所

- ・嶺南家畜保健衛生センター(若狭町)は、人員体制強化および庁舎管理合理化のため家畜保健衛生所(本所:福井市)に集約

3 関係市町・団体等からの見直しに対する主な意見

- ・10月中旬～11月下旬に、関係市町・団体等に対し説明
- ・主な意見は以下のとおり

(1) 丹南健康福祉センター武生福祉保健部

- ・移転に関しては、特段の意見なし。
- ・利用者に高齢者等が多いことから、事務室や相談室を1階にするなど、配慮すべき。
- ・空き庁舎については、当面壊さずに残してほしい。

(2) 丹南農林総合事務所丹生技術経営支援課、丹生林業・木材活用課

- ・集約により後退することなく、今までよりよくしてもらいたい。
- ・集約後も、現体制と同じような体制を維持してもらいたい。
- ・丹生分庁舎に入居している団体について、移転先を探す必要がある。

(3) 越前漁港事務所

- ・越前漁港付近への移転は有り難い。
- ・移転先については、越前漁港付近の施設で調整が必要。

(4) 奥越土木事務所勝山維持管理課

- ・建物が古く、県の意向は理解できる。
- ・勝山分庁舎がなくなると、勝山市にとってなんらかの不都合が出てくる。
不都合が少なくなる対応をお願いしたい。
- ・道路損傷や除雪等の苦情にすぐに対応してもらわないといけない。遠くなることにより、苦情対応に遅れが出ないようにしてもらいたい。
- ・勝山担当課長など、勝山管内に責任を持って、苦情や問題に対応する体制を作つてほしい。

(5) 嶺南家畜保健衛生センター

- ・これまでの行政サービスを低下させないようにやってもらいたい。
- ・農家や関係団体に丁寧に説明してもらいたい。
- ・本所（福井市）に統合され、距離が遠くなることに不安がある（家畜の急な不調等の訪問対応、降雪で交通障害が起こった場合など）。集約後は徐々に訪問回数が減るのではないか。
- ・県職員OBの活用も含め、しっかりした体制を組むよう努力してほしい。

4 サービスの向上と利便性の確保

集約に当たっては、関係市町・団体等の意見を踏まえ、以下のとおりサービスの向上と利便性の確保を図る。

(1) 丹南健康福祉センター

- 利用者に配慮し、事務室、相談室、診療室を南越合同庁舎の1階に配置

(2) 丹南農林総合事務所 丹生技術経営支援課、丹生林業・木材活用課

- 普及指導員の集約により、他地区担当の指導員と経験、知識、情報を共有し、職員の専門性を高め、質の高い指導・助言できる体制を確保
- 集約後も、現在の人員体制を維持するとともに、越前町地区担当を設け、これまで通り訪問指導の頻度を確保
- 本所と丹生分庁舎が行っている研修会については、引き続き、それぞれの管内で実施

(3) 越前漁港事務所

- 現場に近い越前漁港付近（海沿い）へ移転

(4) 奥越土木事務所 勝山維持管理課

- 窓口の一本化により、県民・事業者の不便を解消
- 災害対応については、勝山市と連携・協働しながら、本所に職員を集約したメリットを活かし、所長の下で、より多くの職員を動員して一元的に対応
- 現在と同じ人員により勝山市内のパトロールを実施し、安全な道路環境を確保
- 本所に電話等で道路損傷や除雪等の苦情があった場合には、直ちにパトロール員に連絡して対応。対応が困難な場合などは、本所から速やかに現場に出向いて対応
- 区長など市民からの毎年の定例的な占用許可等の申請については、電話で事前に連絡いただき、郵送による申請を受付け
- 現在地は除雪車や凍結防止剤散布車を駐車する勝山除雪基地とし、除雪については、これまでと同じ除雪体制（業務委託）を確保
- これまで同様、各地区で開催される「市長と語る会」に所長等の職員が出席し、区長など地元区からの要望に適切に対応
- 集約後も、勝山担当課を設け、苦情や課題に対応

(5) 嶺南家畜保健衛生センター

- 獣医師の集約により、県内一円の情報を共有し、職員の専門性を高め、質の高い指導・助言ができる体制を確保
- 集約後も、嶺南地域専任の担当を設け、これまで通り衛生指導や繁殖管理などの定期巡回の頻度を確保
- 突発的な事案については、緊急性が高い場合には、必要に応じて嶺南牧場等の獣医師が対応

5 見直しの時期

令和2年4月（予定）

※ 令和2年4月の集約・移転に向け、引き続き関係団体等との調整を行う。

